

# 令和2年度 2020 夏期しまね学生インターンシップ 実施要領

## (事業の目的)

第1 公益財団法人ふるさと島根定住財団(以下「財団」という。)は、学生が事業所における就業体験を通じ、自らの専攻や将来の職業選択に活かすとともに、就職活動にあたっての志望業種・職種の決定と就職後の職場適応力を高めること、さらには、県内事業所への理解を深めることにより県内就職促進を図ることを目的として実施する。

## (インターンシップの内容)

第2 インターンシップの内容は、第9(1)に定める「インターンシップ実施計画書」に基づき行うものとする。

## (実施期間・時期)

第3 インターンシップ実施期間・時期については、次のとおりとする。

①実施期間(原則):3日以上

②実施時期(予定):令和2年8月31日(月)~9月18日(金)

2 新型コロナウイルス感染症に関する政府及び島根県の対応方針等により、財団がインターンシップの実施ができないと判断する場合は、インターンシップを中止することができる。

## (対象学生)

第4 対象学生は、2022年3月大学等の卒業予定者とする。

## (対象事業所)

第5 対象事業所は、島根県内に事業所を有する企業及び島根県内から通勤圏内に事業所を有する企業とする。(企業70社程度)

## (安全対策)

第6 インターンシップの期間中万一の事故等に備え、参加する学生はインターンシップにかかる保険(災害傷害保険及び賠償責任保険)へ必ず加入するものとする。また、財団でも別途同等の保険に加入する。

なお、実施期間に延長及び変更が生じた場合、事前に財団に連絡するものとし、事前連絡がない場合は、保険適用外とする。事故が発生した場合は、学生から連絡をすることとし、場合によっては、受入事業所担当者からの連絡をお願いするものとする。

## (申し込みにあたっての留意事項)

第7 (1)インターンシップ参加学生への報酬(旅費・食事代含む)は支給しない。

(2)受入にあたり、当財団より受入事業所に対して謝金、施設の借料、設備の損料等の支払いはしない。

## (事業所の参加申し込み)

第8 インターンシップの受入を希望する事業所は、本要領に基づき「ジョブカフェしまね」サイト申込フォームより申し込むものとする。

## (書類の提出)

第9 インターンシップ受入事業所は、下記書類を財団へ提出するものとする。なお、下記書類については、受入学生決定後、別途案内するものとする。

(1)「インターンシップ実施計画書(別紙A)」

## (2) 「インターンシップ実施報告アンケート」

### (学生の参加申し込み)

第 10 インターンシップに参加を希望する学生は、本要領に基づき学校のインターンシップ担当部署を通して「しまね学生インターンシップ参加申込書（別紙 1）」を財団へ提出するものとする。なお、申込書受領後、学生宛に「メール受信確認」のメールを送ることとし、この受信確認の完了をもって申込受付とする。

### (インターンシップ実施事業所の決定)

第 11 インターンシップを実施する事業所の決定については、学生から提出のあった「しまね学生インターンシップ参加申込書（別紙 1）」の希望理由と事業所の募集内容を勘案し、必要に応じ事業所と協議の上、財団において行うものとする。なお、マッチング結果及び進捗状況については学生宛にメールにて連絡するものとし、インターンシップの詳細については、島根県内学校の学生は学校を通じて、島根県外学校の学生は学生本人に直接メールにて、実施日の 10 日前までに「インターンシップ決定通知書（別紙 2）」により通知するものとする。なお、島根県外学校に対しては「申込学生結果リスト（別紙 3）」を送付する。

### (インターンシップ参加の流れ)

第 12 インターンシップ参加にあたり、下記（1）～（4）①までを必ず行うものとし、（4）②については、可能な限り参加するものとする。

#### （1）インターンシップ申込前

① 「ジョブカフェしまね」サイトの「インターンシップページ」及び「申込チェックリスト」の確認

#### （2）マッチング結果連絡メール受け取り後

① 「インターンシップ直前セミナー」の予約

② 「自己紹介シート」の提出（ジョブカフェしまねサイトの専用フォームより）

#### （3）実施決定通知書受け取り後

① 受入事業所担当者への挨拶電話

#### （4）インターンシップ終了後

① 「インターンシップ体験報告」の提出（ジョブカフェしまねサイトの専用フォームより）

② 「インターンシップ振り返りセミナー」の予約

### (助成金の交付)

第 13 インターンシップ参加学生に対し、令和 2 年度 2020 夏期しまね学生インターンシップ助成金交付要綱の定めるところにより助成金を交付するものとする。

### (その他)

第 14 本要領に定めるほか必要な事項については、財団、学校及び受入事業所との協議の上、定めるものとする。

### (問い合わせ先窓口)

第 15 ジョブカフェしまね（公益財団法人ふるさと島根定住財団）

インターンシップサポートデスク

〒690-0003 島根県松江市朝日町 478-18 松江テルサ 3F

TEL : 0852-61-0022      フリーダイヤル : 0120-34-0451      FAX : 0852-28-0692

E-mail : [intern@teiju.or.jp](mailto:intern@teiju.or.jp)